

全建総連の組合員の皆様へ

リフォーム保険の団体割引をご利用いただけます

全建総連が「住宅保証機構」と「住宅あんしん保証」よりリフォーム保険の団体認定を得たことで、全建総連の組合員は両社のリフォーム保険の保険料の割引など、団体割引をご利用いただけます。

リフォーム保険は施主に安心・信頼をアピールできるとともに、他社との差別化にもなります。団体割引を利用し積極的にリフォーム保険をご活用ください。

住宅保証機構の団体割引

メリット
①

最大で3割程度の保険料の割引が受けられる

メリット
②

事業者登録料が安くなる

※まもりすまい保険(新築保険)の事業者登録をしておらず、リフォーム保険の事業者登録を新規で行う場合、通常15000円が10000円に割引(税別)

メリット
③

保険期間を5年から10年に延長できる

※構造リフォーム及び一定の防水リフォーム部分について、「保険期間延長特約」を付けることで延長可能。通常の保険料よりも割高となります。

住宅あんしん保証の団体割引

メリット
①

3割程度の保険料の割引が受けられる

メリット
②

事業者登録料が安くなる

【新規登録】 通常24000円が19200円に割引(税別)

【更新登録(1年更新)】 通常15000円が12000円に割引(税別)

詳細は所属組合にお尋ねいただくか、全建総連のホームページ(<http://www.zenkensoren.org/reform-hoken.html>)をご覧ください。

★裏面を必ずご確認ください

『住宅保証機構』のリフォーム保険（団体割引）の利用にあたっての重要事項

- 住宅保証機構株式会社と全建総連とのリフォーム保険の団体契約により全建総連の組合員は事業者登録料及び保険料について割引を受けることが可能になりますが、割引を受けるためには、下記を厳守いただく必要があります。
 - 事業者登録の申請の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」(写)を添付して住宅保証機構の各都道府県の統括事務機関に提出すること。
注) 事業者登録は1年毎の更新となるため、更新の手続きの際にも「会員証明書」の提出は必要になります。
 - 保険申込の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」(写)を添付して住宅保証機構のリフォーム保険の取扱窓口(統括事務機関に限らない)に提出すること。
注) 現在、「会員証明書」には有効期限の記載がありませんが、今後、有効期限の記載を住宅保証機構より案内される可能性があります。その場合には全建総連より各県連・組合にご連絡します。
- 団体の保険料割引率は、団体全体の前年(1月～12月)の年間契約件数・損害率に基づき、下記の割引率が適用されます(※適用期間は4月～3月となります)。

【保険料割引率】年間契約件数	100件未満	…20%程度
	100件以上500件未満	…25%程度
	500件以上1000件未満	…28%程度
	1000件以上	…30%程度

※全建総連では100件未満の保険料割引率が適用されます。

『住宅あんしん保証』のリフォーム保険（団体割引）の利用にあたっての重要事項

- 株式会社住宅あんしん保証と全建総連とのリフォーム保険の団体契約(認定品買リフォーム制度)により全建総連の組合員は保険料の割引を受けることが可能になりますが、割引を受けるためには、下記を厳守いただく必要があります。
 - 事業者登録の申請の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」(写)を添付して、住宅あんしん保証の取次店に提出すること。
注) 事業者登録は1年毎の更新となるため、更新の手続きの際にも「会員証明書」の提出は必要になります。
 - 保険申込の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」(写)を添付して、住宅あんしん保証の取次店に提出すること。
注) 現在、「会員証明書」には有効期限の記載がありませんが、今後、有効期限の記載を住宅あんしん保証より案内された場合には書式が変更されます。その場合、全建総連より各県連・組合にご連絡します。
- 団体契約による組合員のメリット
 - 保険料割引率は、通常保険に加入する場合と比べ30%程度の保険料が割引されます(保険料割引率は全建総連全体の年間契約件数に左右されません)。
 - 事業者登録料は、通常に登録する場合と比べて20%の割引が受けられます
※新規：通常24000円(税別)→19200円(税別)
更新：通常15000円(税別)→12000円(税別)
- 団体契約で保険に申込できる対象工事は、工事請負金額300万円超で「耐力壁、筋交い、柱、梁、小屋組の新設又は撤去を伴う工事」または「防水層の新設又は撤去を伴う屋根工事・外壁工事」が含まれない工事(Vプラン)に限定されます。
 - 上記に該当しない場合は、一般の保険申込となりますのでご注意ください(※全建総連専用の保険申込書ではなく、必ず一般の申込書の書式をご使用ください)。
注) 基礎の新設・撤去を含む工事は住宅あんしん保証のリフォーム保険ではそもそも対象外となっています。
- 団体契約での保険の申込みにあたっては、住宅あんしん保証と全建総連で確認した「全国建設労働組合総連合 リフォーム工事 設計施工基準平成24年9月1日」に則った設計・施工を行う必要があります。図面を作成する前に必ずご確認ください。
- 組合は、「会員証明書」の発行を行うのみで、事業者登録、保険申込、保険証券発行の手続きを行うことができません。「会員証明書」を入手するには、所属組合にて住宅あんしん保証のリフォーム保険の会員証明書の発行をご依頼ください。
 - 事業者登録の必要書類は、組合員で最寄りの取次店(※住宅あんしん保証のホームページ(<http://www.j-anshin.co.jp/>))の「全国の取次店検索」にて確認)に問い合わせ・入手し、ご自身で取次店に事業者登録を申込みください。
 - 保険契約申込、保険証券発行申請の必要書式は、住宅あんしん保証のホームページの「届出・登録事業者様・取次店様各専用ページ」にて入手し、ご自身で取次店に手続きください。
注) 1) 保険証券発行申請書は住宅あんしん保証よりFAXで受理証が送付される際に併せて物件情報等が印字された申請書が提供されます。
注) 2) 全建総連の団体契約での保険申込書は全建総連専用の書式となっており、全建総連のホームページ(※トップページの「リフォーム保険」のバナーをクリックし、「住宅あんしん保証の団体契約のリフォーム保険(マニュアル等 関係書類)」をクリックし、『保険契約申込書(全建総連団体契約・専用書式)』をクリック)より入手ください(住宅あんしん保証のホームページからは入手できません)。